

氏 名	もり や かず き 森 谷 一 樹
学 位 の 種 類	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	文 博 第 319 号
学位授与の日付	平成 17 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	文 学 研 究 科 歴 史 文 化 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	戦国から漢初にいたる官制史・官僚制史研究

(主 査)
論文調査委員 教授 吉 本 道 雅 教授 夫 馬 進 教授 杉 山 正 明

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、戦国中期から前漢前期、前4世紀中葉～前2世紀中葉を中心に、官制的位階秩序と爵制的位階秩序、官僚と宗室貴戚、官僚組織と宮廷、官僚と皇帝側近など、官制・官僚制をとりまく諸問題を検討することで、従来の秦漢帝国論の全面的見直しを試みるものである。

第一章「戦国秦の相邦について」では、爵制的位階秩序とは相対的に独立した官制的位階秩序の成立過程の中に「相邦」を位置付けることで、戦国期における官職の意味を考察する。相邦（文献の「相国」）は、前漢には官僚機構の頂点に位置する「百官之長」であり、そうしたありかたが、無自覚に戦国期に遡及されていたが、本章では、「百官之長」としての相邦のありかた、その前提となる官制的位階秩序が、戦国期に正に歴史的に形成されてきたことを解明する。Ⅰ＜相邦登場以前＞は、(一)＜春秋～戦国前期の秦＞、(二)＜商鞅爵制の再検討＞、(三)＜軍功爵制と官僚制＞の構成を採る。本節は、春秋時代から戦国時代孝公期（361-338BC）に至る秦の爵制を概観し、商鞅の軍功爵制において、軍功の報償として、爵と並んで官職を授与するシステムが形成され、軍功の多寡に対応する官職の高低を明示する官秩（官制的位階秩序）が発生し、官制の組織化・体系化が進行したことを指摘する。Ⅱ＜秦の中原進出と相邦＞は、(一)＜相邦の登場＞、(二)＜武王期一二人丞相制の施行＞、(三)＜昭襄王初期の対外関係と相邦＞の構成を採る。本節は、恵文王（337-311BC）・武王（310-307BC）および昭襄王（306-251BC）初年の相邦・丞相を検討する。相邦は前4世紀末の外交関係複雑化にともない外交の専門家として出現し、外国との関係が有利に作用することから、外国人が積極的に任用された。一方で、秦国内では依然公子層などの族勢力が実権を握っており、とりわけ外国人の相邦は君主との個人的関係にもっぱら依存したことに加えて、外交関係の一般的な不安定さのため、その地位は不安定であった。Ⅲ＜最高官職としての相邦＞は、(一)＜相一「百官之長」へ＞、(二)＜魏冉の場合＞、(三)＜呂不韋の場合＞の構成を採る。本節は、戦国後期における相邦の地位の変化を論ずる。族勢力を内包するためそれを克服できない爵制的位階秩序に対し、能力主義に基づく官秩および昇進システムが整備され、その頂点に相邦が位置付けられるようになる。秦の軍事的優位の確立に基づく外交の安定は、相邦の地位安定に有利に作用したが、魏冉が昭襄王の外戚、呂不韋が始皇帝（246-210BC）の「仲父」といった君主との血縁的・疑似血縁的關係に依存したことに明らかなように、相邦の地位安定は族勢力が有した君主後見の役割を掌握することでようやく確保された。

第二章「皇帝と百官のあいだ—宮廷と官制組織—」では、郎中令の権能に着目しつつ、宮廷と官僚組織の関係を分析する。従来、官僚機構は皇帝に独占された権力遂行の装置と認識されてきたが、官僚機構を統御するものは実は宮廷であり、宮廷の実権を掌握する者—皇帝自身とは限らない—こそが官僚機構を統御しうることを解明する。Ⅰ＜始皇帝没後の秦＞は、(一)＜二世皇帝の治世＞、(二)＜郎中令趙高＞の構成を採る。本節ではまず、秦二世皇帝（209-207BC）の時、宦官趙高が郎中令として宮中を掌握し、皇帝と官僚組織を分断することで政権を壟断したことを述べ、生身の皇帝が官僚機構を直接掌握することが不可能になるような事態が、宮廷の構造それ自体に起因したものであることを確認する。郎中令は宮中と宮外を分割する宮門の管理を職掌とし、宮中を掌握した趙高は丞相李斯をついには排斥した。宮中の掌握したものが官僚機構を統御

しえたのであり、それは皇帝の独占を保証してはいなかった。Ⅱ<呂後の時代>は、(一)<呂后政權下一丞相、郎中令の如し>、(二)<功臣有爵者と宮中>、(三)<無能とよばれた丞相たち>の構成を採る。本節は、郎中令の重要性が漢初にも継承されたことを確認する。呂后（187-180BC）の丞相審食其は、「郎中令の如く」宮中に常駐することで権力を保持し、代王から皇帝に即位した文帝（179-157BC）は、即位の際ただちに代の郎中令であった張武をそのまま郎中令に任命した。漢初における高祖功臣の政權独占は、高祖との個人的な関係によってかれら功臣が宮中にまで立ち入り得たことに由来するもので、そうした状況は高祖の死後清算され、高祖功臣の政治的地位は低下を余儀なくされる。官僚機構の頂点にあった丞相は、景帝（156-141BC）・武帝（140-87BC）時代には、宮中の掣肘を受け入れ政策立案の主導性を放棄するに至った。Ⅲ<戦国期の事例から>は始皇帝初年の呂不韋失脚の推移をたどることで、宮中の官僚機構に対する優位を遡って戦国時代にも確認する。

第三章「皇帝に^{つか}宦えるもの—その待遇と位置—」は、従来その存在が十分には認知されてこなかった「宦皇帝者」を扱う。「宦皇帝者」が郎官や謁者などの皇帝側近を指すとする見解はつとに裘錫圭「説“宦皇帝”」（1992）が提出していたが、呂后二年（186BC）の現行法である張家山漢簡『二年律令』が公表され、その中で、一般の官僚である「吏」と「宦皇帝者」が別個の範疇として並列される事例が見出されたことから、「宦皇帝者」に対する研究が活発化した。本章は、閻步克「論張家山漢簡『二年律令』中の“宦皇帝”」（2003）の議論を批判的に検討した上で、「宦皇帝者」の実態を解明する。Ⅰ<出土資料と典籍資料の「宦皇帝者」>は、(一)<『二年律令』にみえる「宦皇帝者」>、(二)<典籍資料にみえる「宦皇帝者」—恵帝詔の解釈をめぐる—>の構成を採る。本節は、裘錫圭の議論を踏まえた上で、『二年律令』を分析し、前漢初年の宮中において皇帝に近侍する「内官」が官秩をもたない—『二年律令』にも見える「吏」の官秩的位階秩序に^{なぞら}えられることを契機に「比秩」の官職が形成され、官秩的位階秩序に吸収されることになる—とする閻步克の説を再確認し、「宦皇帝者」はこれら内官のうちとくに優遇された集団であったとする。Ⅱ<「宦皇帝者」の位置>は、(一)<漢初の郎選>、(二)<君主に「知名」されること>、(三)<資格化した個人的関係>の構成を採る。本節ではまず、従来混同されていた郎官と一般の吏の昇進経路の差を比較し、郎中から中央官を歴任して二千石・九卿ポストへと昇進する前者と、郡県のの属吏から県のの長吏へと昇進する後者の間に厳然とした差があったとする。ついで、「宦皇帝者」たちは、君主に名を知られることによって、さらに厚い待遇を得ることができたとする。『二年律令』に「知名」の規定が見られないのは、皇帝（少帝）が幼少なため、この機能が呂后時代には停止していたためであるとする。従って「知名」は君主の恣意に専ら依存する制度となるが、そうした君主の恣意をも包括した漢初の人材登用制度の柔軟さを評価する。

第四章「張家山漢簡・秩律初探」では、前漢初年の官職と官秩の一覧表である『二年律令』秩律の包括的資料批判を試みる。Ⅰ<出土状況から考える>は(一)<各簡の出土位置>、(二)<『二年律令』の出土状況>の構成を採る。本節は、報告書（張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』、文物出版社、2001）に掲載された「出土示意图」と「出土番号表」をもとに、張家山漢簡『蓋廬』『算数書』『奏讞書』および『二年律令』復元の過程を考証し、出土時の散乱した状況と報告書の整然とした状況との乖離を確認する。この作業は、報告者の解釈の信憑性を検証することなく、出土文字資料を安易に扱う近年の傾向に警鐘を鳴らすものである。Ⅱ<秩律の分析>は、(一)<秩律の出土位置>、(二)<書式・体例を手掛かりに>の構成を採る。本節では、秩律の報告書説を再検討・分析した上で、秩律の県道が郡ごとにまとめられていることを確認する。Ⅲ<秩律の構成>は、(一)<秩律の成立時期>、(二)<律に書かれた「時間差」>、(三)<秩律の範囲>の構成を採る。本節ではまず、秩律初見の県道の位置を『漢書』地理志の記述と比較の上確定し、これを地図上に落とすことで、当時の漢帝国の支配境域や郡境を復元し、恵帝期（194-188BC）に設置された県名を含む一方で、呂后元年（187BC）に成立した淮陽王国の領土が含まれていないことから、秩律の成立時期を呂后期とする。ついで、秩律が、高祖七年（200BC）に首都となった長安の前にそれ以前の都である櫟陽を置くことから、この部分を高祖期に規定された律文とし、それらの所見を手掛かりに、官職名や県名が修訂のたびに逐次追加されていたことを確認する。さらに、秩律所見の県数が『漢書』地理志よりかなり少なく、県の令長の官秩には千石・八百石・六百石・五百石・四百石・三百石の六段階が存在したにもかかわらず、秩律では四百石の官秩が全く載っていないことから、秩律が当時の全ての官職を網羅したものでないという判断を提示している。

論文審査の結果の要旨

戦後日本の中国古代史学研究は、1950年代には、秦漢帝国を世界史的普遍性に位置付け、その基層社会に古代奴隷制の完成形態を見出そうとしたが、この試みが挫折したのち、1960年代には、秦漢専制国家の中国史的特殊性が追究されるようになった。こうした文脈のもと、官制・爵制を対象とする個別研究は、専制国家論との整合を志向しつつ蓄積されてきた。1970年代以降の中国考古学の発達にともなう出土文字資料の増大は、研究の質的向上をもたらしたが、その一方で全体像の批判的再検討を欠いた個別研究への細分化に陥った。個別具体的な研究の緻密化の一方で、専制国家などの全体像に関わる枠組みはなかば惰性的に踏襲されてきた。「戦後歴史学の再検討」の必要性は、1990年代によく一般に認知されるようになり、中国古代史研究の分野でも、古典的国制論など新しい全体像が提示されはじめてはいるが、大勢としては、2001年の張家山漢簡の公表など、出土文字資料の増大が質量ともに加速しつつある状況のもと、一層の細分化に陥りつつある。

こうした現状を極めて明確に自覚しつつ、1960年代以来踏襲されてきた秦漢専制国家の枠組みの書き換えを敢えて試みたことが、本論文の最大の意義である。論者は「官制史・官僚制史」を主題に、秦漢専制国家論の再検討を進める。それは、戦国期に萌芽した秦漢専制国家を春秋期以前の国家と分かつ決定的な要素の一つが官僚制であるからである。本論文を通じた特徴、論者の最大のオリジナリティーは、官僚制を正面から論ずるのではなく、むしろ官僚制と対峙する事象を摘出しそれを分析することで、結果的に官僚制の特徴ないしは権力機構に占める位置を解明していく立体的な方法を堅持する点である。こうした姿勢は、研究対象とする時代の設定にも通底する。秦漢専制国家につき誰しもまず想起するのは典型的な専制君主である秦始皇帝・漢武帝であり、漢帝国の建国者である漢高祖であろう。然るに本論文が対象とするのは、従来ほとんど研究されることのなかった、秦始皇親政以前の戦国秦、秦始皇死後の二世皇帝時代、高祖死後の恵帝・呂后時代である。

以下、本論文の構成に即して研究の到達点を確認していこう。

第一章「秦の相邦」；相邦（文献の相国）・丞相は、完成された秦漢専制国家においては官僚機構の頂点に位置していたが、従来の研究は、そうした属性を無条件に戦国中期の出現時の相邦にまで遡及させていた。論者はまず、従来自明とされてきた官職の身分標識機能とその前提となる官制的位階秩序（官秩）がそもそも戦国中期以前にはなお存在しなかったことを指摘することでこの「常識」的理解を退け、戦国中・後期の政治史的推移を確認しつつ、官秩の形成過程を論じ、その中に相邦の地位の推移を位置付ける。商鞅の軍功爵制において、爵と並んで官職を授与するシステムが形成され、軍功の多寡に対応する官職の高低を明示する官秩が発生したこと、族勢力を内包するためそれを克服できない爵制的位階秩序に対し、能力主義に基づく官秩および昇進システムが整備され、その頂点に相邦が位置付けられるようになったなどの所見は、官秩の起源をはじめ正面から論じたものである。

第二章「皇帝と百官のあいだ—宮廷と官制組織—」；秦漢専制国家における官僚機構は皇帝に独占された権力装置として専ら理解されてきたが、実のところ、官僚機構は宮廷が統御するのであり、幼少などの理由で皇帝自身が宮廷を掌握しえない場合は、二世皇帝の郎中令趙高の如き皇帝以外の人物が宮廷を掌握し、官僚機構を統御しうることを明らかにした。従来漠然と用いられてきた「皇帝権」の実態もこの宮廷に他ならず、宮廷の内容は変化しても宮廷と官僚機構の関係は変化しないという指摘は有用性が高い。漢武帝死後、前漢後期の「内朝」（宮廷）における外戚・宦官の跋扈、「外朝」（官僚機構）との対立といった事象についても、宮廷の概念を導入することでより長期的な時代幅における整合的な理解が期待できるようになるなど、極めて有益な枠組みを提示したものとしてとりわけ高く評価したい。

第三章「皇帝に宦えるもの—その待遇と位置—」；一般の官僚である「吏」と別個の範疇として皇帝の側近たる「宦皇帝者」が存在したことは、『二年律令』によりはじめて確認された。従来混同されていた郎官（「宦皇帝者」に属する）と一般の吏の昇進経路の差を比較し、郎中から中央官を歴任して二千石・九卿ポストへと昇進する前者と、郡県の属吏から県の長吏へと昇進する後者の間に厳然とした差があったこと、そうした差が、戦国期の「士庶の別」に遡るであろうという見通しは極めて示唆的である。

第四章「張家山漢簡・秩律初探」；前漢初年の官職と官秩の一覧表である『二年律令』秩律の包括的資料批判を試みる。報告者の解釈の信憑性を検証することなく、出土文字資料を安易に扱う近年の傾向に警鐘を鳴らす。

第一～三章は、狭義の官僚機構が権力機構の一部を占めるに過ぎなかったことを実証し、秦漢専制国家の従来の理解に

大きな修正を迫る。第四章は、出土文字資料運用に関わるあるべき姿勢を明示する。研究の現状において最も冀求される、細分化の克服、全体像の再検討の一つの方向を明示したものと高く評価されるべきものとなろう。従来十分な研究がなされてこなかった前漢前期の時代像を具体的に提示しえたことも重要である。

無論、いくつかの論点につきなお問題がないわけではない。まず第一に、論者は、第一章で、戦国秦における公子層（族勢力）を大きく評価するが、その族勢力が春秋期の世族とどのように異なるのかなど、その政治社会的実態が十分には説明されないため、春秋期と比較した戦国期の独自性が見えにくくなっている。第二に、第三章・第四章で駆使される『二年律令』に対する論者の解釈は、結論的には首肯に堪えるものだが、出土文字資料の個々の解釈にはなお多様な可能性があり、それらを余さず提示検討して排他的な解釈を獲得していくという、よりきめの細かい作業が必要であったように思われる。しかしながら、これらの問題点を考慮しても、本論文の意義が著しく損なわれるものでないことは言うまでもない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2005年3月2日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について試問した結果、合格と認めた。